

## 近畿薬剤師国民健康保険組合同規約

大阪府薬剤師国民健康保険組合同規約（昭和 33 年 4 月 28 日制定）の全部を改正する。

改正 令和 5 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この組合は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

（名称）

第 2 条 この組合は、近畿薬剤師国民健康保険組合と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 組合は、主たる事務所を大阪府中央区和泉町 1 丁目 3 番 8 号 大阪府薬剤師会西館 2 階に置く。

（地区）

第 4 条 組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。

- (1) 大阪府及び兵庫県の区域内の市町村の区域
- (2) 滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県及び香川県の区域内の市町村並びに三重県名張市の区域

（公告の方法）

第 5 条 組合の公告は、機関紙及び組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、大阪府薬剤師会雑誌及び兵庫県薬剤師会会報に掲載して行う。

### 第 2 章 組合員

（組合員の範囲）

第 6 条 組合員は、薬事に関する事業(業務)に従事する者で第 4 条の地区内に住所を有するものとする。

2 組合員が、薬事に関する事業(業務)に従事する者であることの判定基準は、別表に定めるとおりとする。

（加入の申込）

第 7 条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第 6 条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2 前項の加入の申込をした者は、理事が加入の申込を受理した日に組合員となる。

3 前項の受理は、第1項の申込をした日から30日以内にしなければならない。

(変更の届出)

第8条 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療の被保険者である組合員の届出)

第9条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱退)

第10条 組合員は、組合を脱退するには、1箇月以上の予告期間を設けあらかじめ通知しなければならない。

(除名)

第11条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

(1) 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6箇月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。

(2) 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申込にあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。

2 前項の除名は除名した組合員にその旨を通知しなければ、これを以てその組合員に対抗することはできない。

3 前項の通知を受けた組合員はその通知を受けた日から3週間以内に理事会に対して弁明する機会を申し出ることができる。

4 理事会は前項の弁明する機会を与えたときは、当該組合員からの弁明を受けた日から3週間以内に議決しなければならない。

### 第3章 保険給付

(一部負担金)

第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(出産育児一時金)

第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、

出産育児一時金として 488,000 円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、これに 12,000 円を上限として加算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第 14 条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の区分による葬祭費を支給する。

(1) 組合員 100,000 円

(2) 組合員以外の被保険者 50,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第 15 条 給与等(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等

の額が、第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

#### 第4章 保健事業

(保健事業)

第16条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

2 被保険者等でない者に前項各号の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

(死亡見舞金)

第17条 組合は、4種組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、50,000円を支給する。

#### 第5章 保険料

(保険料の賦課額)

第18条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- (1) 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（4種組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（以下「医療保険料」という。）
- (2) 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（4種組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援保険料」という。）
- (3) 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額（以下「介護保険料」という。）
- (4) 保健事業のうち、4種組合員に係るものに要する費用に充てるため、4種組合員につき算定した後期高齢者賦課額（以下「後期高齢者組合費」という。）

2 前項各号の賦課額は、次に掲げる各号による。

(1) 医療保険料は、所得割額及び均等割額を賦課する。

ア 所得割額は、1種組合員、2種組合員及び3種組合員（以下、「三種組合員」という。）に賦課し、別表に定める額とする。

イ 均等割額は、三種組合員及び4種組合員の世帯に属する被保険者1人につき6,800円とする。

(2) 後期高齢者支援保険料は、均等割額を賦課する。

ア 均等割額は、被保険者 1 人につき 4,600 円とする。

(3) 介護保険料は、均等割額を賦課する。

ア 均等割額は、被保険者 1 人につき 5,300 円とする。

(4) 後期高齢者組合費は、4 種組合員 1 人につき 2,000 円とする。

3 保険料の賦課限度額は、第 1 項第 1 号の医療保険料が 46,000 円、同項第 2 号の後期高齢者支援保険料が 15,000 円、同項第 3 号の介護保険料が 11,000 円とする。

(事業主の保険料の負担)

第 19 条 2 種組合員及び 3 種組合員を使用する 1 種組合員は、2 種組合員及び 3 種組合員の保険料の 2 分の 1 を負担することができる。

(保険料の変更)

第 20 条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割をもって算定した第 18 条の額とする。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第 18 条の額とする。

(賦課期日)

第 21 条 保険料の賦課期日は、毎月 1 日とする。

(納期)

第 22 条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

(納額告知)

第 23 条 保険料の額が決定したときは、理事長はすみやかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第 24 条 保険料の督促手数料は、別に定める。

(延滞金)

第 25 条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2,000 円以上であるときは、当該金額(当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年 14.6

パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- (1) 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- (2) 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- (3) その他特別の事由があると理事長が認めた場合  
(保険料の納付期限の延長)

第26条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、3箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第27条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者。
- (2) その他特別の事情がある者

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、理由等を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減)

第28条 組合は、毎年11月30日時点において、組合員の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)が属する場合には、当該組合員に賦課する当該年度の保険料(以下「賦課保険料」という。)に対して、当該未就学児1人につき12,000円を乗じた額と当該組合員の賦課保険料の総額とを比較して少ない方の額を補助することとする。

## 第6章 組合会

(組合会議員の定数)

第29条 組合会議員の定数は、50人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第30条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

第31条 組合会議員の任期は選挙の日から2年とする。任期については別に定める。ただし、

補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、あらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第 32 条 組合会は、法第 27 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 特別積立金の繰替使用
- (2) 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
- (3) 別途準備金の設定及び使用

(組合会の種類)

第 33 条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第 34 条 通常組合会は、毎年 2 月及び 7 月中において理事会の議決により招集しなければならない。

(臨時組合会)

第 35 条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第 36 条 組合会の招集は、会日の 1 週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第 37 条 組合会においては、出席した議員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第 27 条第 1 項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長、副議長)

第 38 条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第 39 条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び当日選出した議事録署名人 2 名が署名しなければならない。

## 第 7 章 役員及び職員

(役員の数)

第 40 条 理事の定数は、5 名以上 15 名以内とする。

2 監事の定数は、3 名とする。

(理事長)

第 41 条 理事のうち 1 名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第 42 条 理事のうち若干名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第 43 条 理事のうち若干名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時、組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

(法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事)

第 44 条 理事のうち 1 名を法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守 (コンプライアンス) に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第 45 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第 46 条 理事及び監事選挙については別に定める。

2 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 をこえる者が欠けたときは、3 月以内に、補充しなければならない。

3 特別の事情があるときは、組合員以外の者の中から組合会で選任することができる。

(理事の職務)

第 47 条 理事は、法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第 48 条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第 49 条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第 50 条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定める。

(役員解任)

第 51 条 組合員は、総組合員の 5 分の 1 以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。



ならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職員)

第52条 この組合に職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員の給与は理事長が定める。

## 第8章 理事会

(理事会の招集)

第53条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第54条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- (2) 組合業務運営の具体的方針の決定
- (3) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (4) その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第55条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第56条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び当日選出した議事録署名人1名が署名しなければならない。

## 第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第57条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、

理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第 58 条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 保険料並びに使用料及び手数料
- (2) 補助金
- (3) 寄附金その他の収入

(特別会計)

第 59 条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別に定める。

(決算剰余金の処分)

第 60 条 組合は毎年度の歳入歳出決算において剰余金が生じたときは、別に定める積立金を積立てることができる。

2 前項の積立金は、組合会の議決によりその積立金額を決定するものとする。

(財産の管理)

第 61 条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (2) 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- (3) 現金は、金融機関に預け入れること。
- (4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第 62 条 理事は、通常組合会の会日の 1 週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも、理事長に対し、第 1 項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第 63 条 組合員は、総組合員の 3 分の 1 以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

## 第 10 章 支部

(支部)

第 64 条 組合に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 11 章 雑則

(規則及び規程)

第 65 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別に定める。

## 第 12 章 罰則

第 66 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10 万円以下の過怠金を課する。

第 67 条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過怠金を課する。

第 68 条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免がれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第 69 条 前三条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第 70 条 第 66 条から第 68 条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、認可の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規約の適用日前の期日に係る第 3 章保険給付、第 4 章保健事業及び第 5 章保険料に規定する事項の適用については、当該組合員が属していた組合に応じて、改正前の大阪府薬剤師国民健康保険組合規約又は廃止前の兵庫県薬剤師国民健康保険組合規約の例による。